

令和 6 年 9 月 25 日
公益財団法人児童育成協会

「企業主導型保育事業（整備費・運営費）に係る
財産処分等承認基準細則」の遵守について

令和 4 年 4 月 1 日『「企業主導型保育事業（整備費・運営費）に係る財産処分等承認基準細則」の一部改正について』通知文書において、＜財産処分等承認基準細則における担保に供する処分（抵当権の設定）の承認要件の厳格化＞として、事業者が保有する企業主導型保育施設以外の財産がない又はそれらの財産について合理的な理由で抵当権を設定することが難しい場合に限り、企業主導型保育施設への抵当権の設定を承認することを通知いたしました。今後これに反する事案が発生しないよう、改めて次のとおり通知いたします。

「企業主導型保育事業（整備費・運営費）に係る財産処分等承認基準細則」に係る

第 3 承認の手続 1 申請手続の原則 (1) 不動産 ⑥では、

「次に掲げる担保に供する処分については、抵当権が実行に移される際に財産処分納付金を協会に納付し、協会から国庫に納付させることを条件とし、助成決定事業者が補助財産以外に抵当権の設定が可能な財産を所有していない等、真にやむを得ないと認められる場合のみ承認するものとする。なお、根抵当権については承認しないものとする。

ア 補助財産を取得する際に、当該補助財産を取得するために行われるもの

イ 助成決定事業者の資金繰りのため、抵当権の設定を認めなければ事業の継続ができないと認められるもので、返済の見込みがあるもの」

と規定されております。

根抵当権については一切認められず、抵当権についても真にやむを得ないと認められ承認された場合以外は、認められません。これに反して根抵当権や承認を受けていない抵当権を設定した場合には、「企業主導型保育事業（整備費・運営費）に係る財産処分等承認基準細則」に抵触し、「企業主導型保育事業助成要領」に基づき助成決定の取消しとなることもあり得ますので、同承認基準細則を遵守するようにしてください。